

一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合 指令 第 35 号

複製禁止

住所又は所在地 盛岡市黒川12地割18番地

氏名又は名称及び代表者氏名 株式会社 齊藤興業

代表取締役 齊 藤 義 成

令和3年3月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

令和3年4月1日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高橋昌造



許可年月日及び許可番号		令和3年4月1日 指令第35号
事業の 範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（廃発泡スチロール）
	収集、運搬又は処分の別	処分
許可期限		令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
許可の条件		1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成9年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第1号）に規定する一般廃棄物処理業に関する事項を遵守すること。 2. 処理施設の概要 (1) 設置場所 盛岡市大ヶ生5地割96番22及び96番31 (以下、裏面記載)

許可の条件	<p>(2) 施設の種類等</p> <p>① 減容固化施設 (廃発泡スチロール)</p> <p>ア 処理能力 0.96 t/日(8時間)</p> <p>イ 保管設備 (処分のための保管)</p> <p>保管面積 1.5m²</p> <p>保管体積 5.25m³</p> <p>保管重量 0.0168 t</p> <p>ウ 保管設備 (処分後の保管)</p> <p>保管面積 0.7m²</p> <p>保管体積 1.19m³</p>
-------	---